

荒川小学校 P T A 慶弔内規

第 1 条 荒川小学校 P T A の慶弔に関する内規を下記のように定める。

第 2 条 会員の慶弔は次の場合に行う。

- (1) 会員または会員の配偶者が死亡したとき。
- (2) 会員が災害を受け、見舞いが適当と認めたとき。
- (3) P T A 会長、副会長、書記 (P)、会計 (P) が辞任したとき。
- (4) 教育・P T A 関係で県以上の表彰をされたとき。

第 3 条 第 2 条により慶弔の事由が生じた場合は、次による。

- (1) 第 2 条 1 号・2 号の場合は 5, 0 0 0 円の香料または見舞金を贈る。
- (2) 第 2 条 3 号の場合は感謝状を贈る。
- (3) 第 2 条 4 号の場合は記念品を贈る。記念品は 5, 0 0 0 円程度とする。

第 4 条 慶弔を受けた際は、返礼をしないものとする。

第 5 条 この内規に定めていない事項については、運営委員会で決定する。

第 6 条 この基準の改廃は、運営委員会で決定する。

付 則 この内規は、昭和 5 2 年 3 月 3 1 日より実施する。

平成 6 年 4 月 1 3 日一部改正

平成 1 3 年 1 月 1 2 日一部改正

平成 3 1 年 3 月 1 1 日一部改正